

第6回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称	第6回教育委員会定例会	
事務局(担当課)	教育部庶務課	
開催日時	令和7年6月10日 午前10時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	清野 正(教育長)、 新井 裕(教育長職務代理者)、岩井 由美子、富士原 紀絵、 猪狩 和子、松宮 徹郎
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、 教育センター所長、統括指導主事2名、 放課後対策担当係長、学校支援担当係長
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係員
公開の可否	一部公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の場合は、その理由	報告事項第3・6号は、人事案件のため、報告事項第4・5号は、個人が特定され得る情報を扱うため非公開とする。	
会議次第	報告事項第1号 報告事項第2号 報告事項第3号 報告事項第4号 報告事項第5号 報告事項第6号	令和6年度の学校施設付近における旅館業営業許可申請について(学校施設課) 令和7年度就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会について(教育センター) 令和7年度学校運営協議会委員の追加に係る臨時代理の報告について(学校支援担当課) 令和7年度子どもスキップ・校庭開放における事件・事故報告(5月)について(放課後対策課) 令和7年度学校におけるトラブル・事故について(指導課) 校長の職務代理について(指導課)

休憩時間00:00

終了時間11:00

第6回教育委員会定例会議事要録

開催日 令和7年6月10日
開催場所 教育委員会室

事務局)

委員の皆さん、おそろいでいらっしゃいます。

本日は図書館課長が欠席でございます。統括指導主事も遅れてくると報告がありました。

また、本日傍聴の方はいらっしゃいません。

清野教育長)

皆様おはようございます。

第6回教育委員会定例会を始めます。

本日の署名委員、猪狩委員、新井委員、宜しくお願ひいたします。

次に、本日、非公開による審議とさせていただく案件の確認をいたします。本日、非公開の案件は報告事項第3号、令和7年度学校運営協議会委員の追加に係る臨時代理の報告について、報告事項第4号、令和7年度子どもスキップ・校庭開放における事件・事故報告について、報告事項第5号、令和7年度学校におけるトラブル・事故について、報告事項第6号、校長の職務代理についての4件です。報告事項第3号、6号は人事案件のため、報告事項第4号、5号は、個人が特定され得る情報を扱うため、それぞれ非公開とさせていただきたいと存じます。

ご異議ございませんでしょうか。

(委員全員了承)

清野教育長)

4件について、非公開とさせていただきます。

(1) 報告事項第1号 令和6年度の学校施設付近における旅館業営業許可申請について

清野教育長)

それでは、議事に入ります。

報告事項第1号、令和6年度の学校施設付近における旅館業営業許可申請について。

学校施設課長。

<学校施設課長 資料説明>

清野教育長)

何かご検討等がございましたら、お願いします。

猪狩委員。

猪狩委員)

今、テレビでもやっているように、インバウンドで、外国人が増えているので、やはり民泊でのゴミ、それから騒音、隣近所に迷惑ということで、非常に困っているところがありますが、これを指導するといつても、法的な拘束力というのはどの程度あるのか、心配されますが。

清野教育長)

学校施設課長。

学校施設課長)

法的には、例えば今回の旅館業法ではない住宅宿泊事業法の方ですと、近隣住民とのトラブル防止措置という規定がされておりまして、例えば宿泊客に説明義務があつたり、苦情対応の義務があつたり、そのようなトラブル防止については法律でしっかりと定められています。一方、旅館業法に基づくものと、法律上の条文として、近隣住民とのトラブル防止措置といった部分はありませんが、区はこうした設置について許可を与えるという形になりますので、管理する側として、所有者、運営者に対してしっかりと指導を行っていくということが出来ます。これまでも学校からの回答、教育委員会からの回答を差し上げる際には、学校近隣で例えば写真撮影をしている人がいるとか、路上喫煙をしている人がいるというところが懸念されますので、しっかりと管理するように保健所の方には返しておりますので、保健所がそれに基づいてしっかりと説明をして、対応していくものと認識しております。

猪狩委員)

訴えがあつても、民泊の業者が外国人であつたりするので、なかなか上手くいかずに、すぐに改善されないという例が結構あるようです。その点が危惧されますので、対応を是非宜しくお願ひいたします。

清野教育長)

では、その他いかがでしょうか。

新井委員。

新井委員)

件数を見ると年々増えているわけで、これからも池袋地区を中心として増えていくことは予想されるだらうと思います。私も池袋幼稚園にいたときに、何件か対応したことがあります、実際、民泊者かどうかという判別が出来ません。とにかく外国籍の方らしい人が結構通ったりすると、その人が果たして民泊で許可されている人なのかどうかというのは分からないです。幼稚園の真ん前が公園になっていて、そこで大騒ぎをしている外国籍の方々がいて、一体何が起つたのかということは全く分かりません。民泊の人なのかどうかも全く分からないです。判別が出来ないという状況下にありますし、これからもそうだと思います。

やはり園児や児童生徒に危害が加わったら困るし、不安をあおられても困ります。その

ようなことを考えていくと、朝の登校の時間あるいは下校の時間に、今後、増えたら池袋周辺中心でもいいと思いますが、巡回を強化する、安全第一に青パトを回すとか、区の見張りというか、これは池袋警察などと連携していると思いますが、何か抑止力になるような行為をしていく必要は今後出てくると私は思います。今もやっていると思いますが、もっと増やしていくかないと、学校の職員でさえ、何をやっているのか分からぬということもあるわけなので、是非そのような安全対策を第一にやっていただければと思っています。

(清野教育長)

学校施設課長。

(学校施設課長)

新井委員のご指摘の通り、外国籍の方に限らずだと思いますが、特に池袋だと繁華街が近い学校もございますので、そうしたところで路上飲酒、喫煙をしていたり、たむろしているという状況があったときに、確かにお子さんたちの安全が脅かされるという状況がございます。民泊に限らずではありますので、区の生活安全や危機管理の部局等に話をしながら、登下校時の安全確保を中心に、しっかりこちらとしても、区長部局のほうに働きかけていきたいと思っています。

(清野教育長)

宜しいでしょうか。

それでは、本件了承といたします。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(2) 報告事項第2号 令和7年度就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会について

(清野教育長)

続きまして、報告事項第2号、令和7年度就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会について。

教育センター所長。

<教育センター所長 資料説明>

(清野教育長)

それでは、ご意見等をお願いいたします。

私から1点です。この委員会のメンバーの方の名前等は、例年教育委員会の方では報告はされていないという理解で宜しいのでしょうか。

教育センター所長。

(教育センター所長)

こちらのメンバーに関しては、毎回の委員が変わります。例えば、小中学校長となるとほぼ全員ですね。全員が一人4回担当して入るので、それぞれのこの1回か11回の委員会のときに名簿を渡されますが、こちらに出す場合はこのような役職名で出させていただいているいます。

清野教育長)

もう一点、そうすると、9番、10番の児童発達支援センター長、それから医師、大学教授とも複数名ということになりますか。

教育センター所長。

教育センター所長)

こちらの方は限定されるのですが、他と合わせて個人名は載せないようにしておりますので、もし載せるのであれば、載せることは可能です。

清野教育長)

そうですね。他の不登校の委員会ですとか、そのような委員会では必ず名前が出てきます。是非、次回以降で構いませんので名前等も報告をいただければと思いますので、宜しくお願ひします。

猪狩委員。

猪狩委員)

これは学校も、保護者からこのような特別支援などに希望があった場合は、全部こここのところで、観察をして決定するというようなシステムになっているのでしょうか。

清野教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

おっしゃる通りです。保護者からの希望を受けて、就学相談委員会を設定します。

先程の教育長の質問に何故名前を載せていないかということを私も今、考えました。就学相談委員会のメンバーというのは秘匿とされています。何故かというと、保護者が納得いかない提案が出てきたときに、「誰がこれを決定したんだ」ということになりますので、こちらの名前を公表することはしないということで、おそらく教育委員会資料の方も役職は載せて、調べれば限定される方もおりますが、一応秘匿になっているのかなと思っています。

清野教育長)

他、いかがでしょうか。

猪狩委員。

猪狩委員)

一つ、質問です。この決定の日にちが少ないというか、決定を待たないと特別支援の方には入れないというようなことになるのでしょうか。

清野教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

おっしゃる通りで決定が出ないと進めませんが、基本的には資料の（1）でいうと、新就学であったり、中学進学などで、来年中学生に上がるに当たって1年間かけて決定を出

すというので、この11回の決定は次年度に全て生きるということになります。転学の場合はその都度やります。

(清野教育長)

松宮委員。

(松宮委員)

今の猪狩委員の質問に重なりますが、転学とか転入の方はこの11回のスケジュールですか。それで、例えば在籍していて、やはりなかなか教室にマッチしないということになって、途中で移る場合は、この2枚目の方の5の3回の判定会議になるということですか。

(清野教育長)

教育センター所長。

(教育センター所長)

1枚目は固定学級の方の委員会となっておりまして、2枚目の方は通常級にいながら、特別支援教室を週1回、2回利用する子の委員会ですので別物となっております。委員のおっしゃったように、途中で通常級から固定級に転学したりと、逆もしかりですが、そのような場合はこの日程によらず、臨時に開催する場合があります。どうしてもすぐに行きたいというような保護者のニーズがあった場合です。ですので、こちらの年11回プラスアルファで臨時があるとお考えいただければと思います。

(松宮委員)

時期を柔軟に臨時でやっていただけるのであれば、子どもがなかなかマッチしないまま、放置されるということがないようにしてあげてほしいと思います。

(清野教育長)

他いかがでしょうか。

それでは、本件は了承といたします。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(清野教育長)

公開案件は以上となります。

<非公開>

(3) 報告事項第3号 令和7年度学校運営協議会委員の追加に係る臨時代理の報告について

(清野教育長)

続きまして、非公開の案件に入ります。

報告事項第3号、令和7年度学校運営協議会委員の追加に係る臨時代理の報告について。
学校支援担当係長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(4) 報告事項第4号 令和7年度子どもスキップ・校庭開放における事件・事故報告
(5月)について

清野教育長)

それでは続いて、報告事項第4号、令和7年度子どもスキップ・校庭開放における事件・事故報告について。

放課後対策担当係長。

個人が特定され得る情報を含む案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(5) 報告事項第5号 令和7年度学校におけるトラブル・事故について

清野教育長)

では続きまして、報告事項第5号、令和7年度学校におけるトラブル・事故について。

指導課長。

個人が特定され得る情報を含む案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(6) 報告事項第6号 校長の職務代理について

清野教育長)

続きまして、報告事項第6号、校長の職務代理について。

指導課長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

清野教育長)

その他ないようでしたら、以上で教育委員会第6回定例会を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)